

「日本経済再生に向けた緊急経済対策」進捗管理シート(経済産業省)

対策の柱立て(大区分)	II. 成長による富の創出	担当部局	中小企業庁
対策の柱立て(中区分)	2. 中小企業・小規模事業者・農林水産業対策		
対策の柱立て(小区分①)	(1) 中小企業・小規模事業者等への支援	担当課	事業環境部財務課
対策の柱立て(小区分②)	①新たなビジネスへのチャレンジの支援、ものづくり支援、商店街の活性化等		
対策における施策の名称	中小企業の交際費課税の特例の拡充		
(事業名)	交際費等の損金不算入制度における中小法人に係る損金算入の特例の拡充	新規/既存	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 既存
平成24年度補正予算額		一般会計/特別会計 (特会の場合には名称も記載)	
事業の内容 (予算については、 予算の使途及び 予算を交付等する対象者 を明記)	交際費等の損金不算入制度における中小法人に係る損金算入の特例について、定額控除限度額を800万円(現行600万円)に引き上げるとともに、定額控除限度額までの金額の損金不算入措置(現行10%)を廃止する。		
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 負担金 <input type="checkbox"/> 交付金 <input type="checkbox"/> 貸付金 <input type="checkbox"/> その他(
アウトプット指標(進捗指標)	(アウトプット指標による目標)		
アウトカム指標(効果指標)	(アウトカム指標による目標) ・本税制措置による経済波及効果 1年間で最大536億円		
事業の進捗状況 予算の執行状況 (進捗実績、 今後のスケジュール)	平成25年1月29日に閣議決定された「平成25年度税制改正の大綱」において、上記の税制措置が盛り込まれ、これに基づいた平成25年度税制改正法が3月29日に成立、4月1日に施行された。		
執行早期化のために 講じている工夫			
事業に関するURL (事業実施場所、補助先等)			